

資料4

令和4年1月26日

国民健康保険運営協議会資料

出産育児一時金の改正について（報告）

出産育児一時金の改正に伴う審議について（報告）

令和4年1月 長岡京市国民健康保険

1. 出産育児一時金の制度が変わっています

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」（令和3年8月4日厚生労働省保険局長から発出された事務連絡）で、出産育児一時金の金額の内訳が令和4年1月1日以降の出産から見直されることが示されました。

本市においては、出産育児一時金の支給額の根拠を国民健康保険条例及び国民健康保険条例施行規則で定めているため、今回の見直しに対応する形で条例及び規則の一部改正を行っています。

2. 具体的には、このように変わっています

今回の改正の内容は、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、出産育児一時金の総額（出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計）をこれまでどおりの 420,000 円としつつ、金額の内訳を変更するものです。

具体的には、令和4年1月出産分から、出産育児一時金の金額が「404,000円」から「408,000円」に引き上げられ、産科医療補償制度における掛金が「16,000円」から「12,000円」に引き下げられることとなりました。

なお、「産科医療補償制度」とは、分娩中の事故などで子どもが重度脳性麻痺などの障害を負った場合に速やかに補償することで、産科医療機関の負担を軽減することを目的とした制度のことです。補償を受けるための保険料（掛金）は医療機関が支払いますが、分娩費用に上乗せされて被保険者に請求されるため、当該制度に加入している医療機関で分娩する被保険者に対しては、出産育児一時金本体 404,000 円に加えて、掛金分の 16,000 円を上乗せした 42 万円を健康保険から給付しています。

3. 国保運営協議会に諮問する考え方について

今回の改正は、「保険給付の種類及び内容の変更」に該当するものであり、国民健康保険運営協議会を開いて市長からの諮問を受けて答申するという方法があります。（本市国保条例施行規則第2条）

しかし、今回の改正が内訳の変更にとどまるもので支給額の総額に変更がないこと、また、産科医療補償制度の適用の対象とならないケースがほとんどない（海外出産が該当。本市で年間1～2件）ことから、国保運営協議会の会長及び市長と協議を行い、今回の案件を軽易なものとし、国保条例施行規則（第11条）に則って、本件を会長の専決処分案件とし、委員各位にこの制度改正の趣旨を本日の運営協議会の席で説明することとしたものです。

《参考》

【規則の抜粋】

(国民健康保険運営協議会の職務)

第2条 長岡京市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

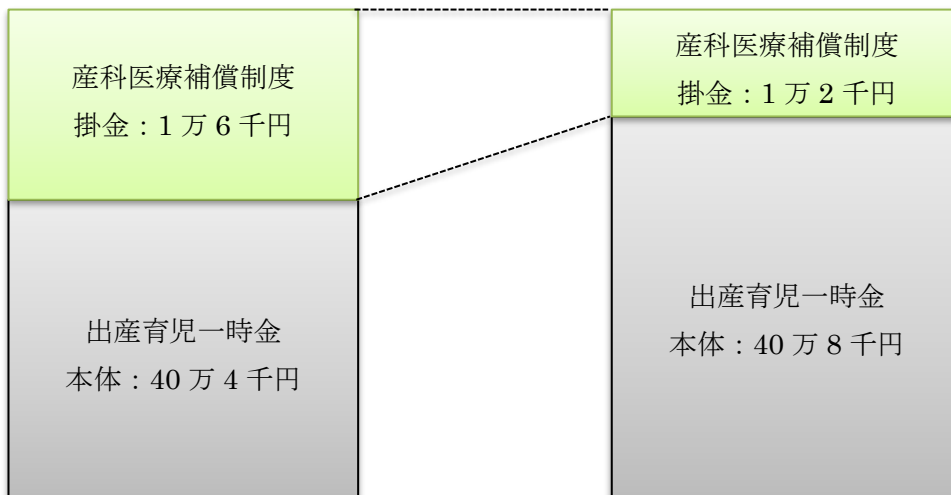
- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険料の賦課方法に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事。
- (4) 保健事業の実施大綱の策定等に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(専決処分)

第11条 協議会の運営に関する軽易な事項は、会長において専決処分することができる。

※ 下線を施したゴシック体の箇所が、市長から協議会に諮問する根拠となります。

【制度改正のイメージ】



(現行)
支給総額は42万円。

(改正後)
支給総額は現行と同じ
42万円。